

～この用紙は接種前に必ず読み、予防接種の副反応や注意事項を理解しましょう～

インフルエンザ予防接種を受ける前に

～予防接種の有効性～

インフルエンザ予防接種は、個人差はありますが、その効果が現れるまでに通常2週間程度かかり、約5ヶ月間その効果が持続すると言われます。予防接種を行うことで、インフルエンザによる重篤な合併症や死亡を予防し、健康被害を最小限にとどめることができます。

インフルエンザワクチンは、流行しているインフルエンザウイルスの詳細な解析から、翌シーズンの流行の主流となりそうなウイルスを予測し、ワクチン製造株としています。今シーズンは、A型2種類、B型2種類の4価ワクチンとなっていきます。予防接種をしたからインフルエンザに絶対かからないというわけではありませんが、このワクチンは、33%～55%の発病予防効果があり、約80%の死亡を阻止する効果があったと報告されています。

1	インフルエンザ予防接種は、自らの意思で接種を希望される人のみに実施します。この文書をよく読み、必要性や副反応について十分理解したうえで接種を受けてください。
2	予診票は記入もれのないように、接種を受ける方が責任をもって記入してください。 (個人情報の保護) 予診票に記載された個人情報は、加茂医師会、実施医療機関、坂祝町が行うインフルエンザ予防接種事業に利用することを目的とし、厳重に管理します。当個人情報を利用者本人の同意なく明示した目的以外で利用することはできません。これ以外の場合においては、法令などにより開示を求められた場合を除き、原則として本人の許可なく第三者に個人情報を提供することはありません。
3	予防接種を受けることが出来ない人 ① 接種当日、明らかに発熱のある人。(一般的に体温が37.5℃以上の発熱) ② 重篤な急性疾患にかかっている人。 (注意) 急性の病気で薬を飲む必要のあるような人は、その後の病気の変化が分からなくなる可能性があるので その日は見合わせることが原則です。 ③ インフルエンザワクチンに含まれる成分によって、アナフィラキシーショックを起こしたことがある人。 (説明)『アナフィラキシーショック』とは、通常接種後約30分以内に起こるひどいアレルギー反応のことです。発汗、顔が急に腫れる、全身にひどいじんましんが出る、吐気、嘔吐、声が出にくく、息がしにくい等の症状に 続きショック状態になるような激しい全身反応です。 ④ 以前にインフルエンザ予防接種を受けた時、2日以内に発熱、全身性発疹等のアレルギーを思わせる症状があつた人。 ⑤ その他、医師が不適当な状態と判断した場合
4	予防接種を受けるに際し、主治医とよく相談することが必要な人 ① 心臓、じん臓、又は呼吸器の機能に自己の身辺の日常生活が極度に制限される程度の障害を有する人。 ② ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する人。 ③ 治療中・経過観察中の病気(慢性疾患等)がある人は『病気の治療を受けている主治医』と『予防接種を受け る医療機関の医師』が異なる場合は、接種に出かける前に、病気の治療を受けている <u>主治医</u> に「インフルエンザ 予防接種」を受けることについての意見を必ず聞いておいてください。
5	予防接種を受けるまでに期間をあけることが必要な人 ① 最近、ウイルス性疾患等に罹患した方は、予防接種を受けるまでに間隔をあけることが必要な場合もあります。 (注意)自分が当てはまると思う人は事前に医療機関又は保健センターへお問い合わせ下さい。 ※コロナワクチンとの接種間隔の規定は廃止され、同時接種が可能となりました。
6	予防接種を受けた後の一般的な注意事項 ① 予防接種を受けた後24時間は副反応の出現に注意し、体調にご注意ください。特に接種直後30分以内は、急 な副反応が起こることがあります。医師(医療機関)とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。 ② 原則としてインフルエンザワクチン接種後1時間を経過すれば、入浴は差し支えありません。 ③ 接種当日は普段通りの生活をしても構いませんが、激しい運動や大量の飲酒は接種後24時間避けましょう。 ④ 高熱、けいれん等の症状が見られた場合は、速やかに医師の診察をお受けください。



予防接種の副反応 <u>※必ずお読みください</u>			
頻度	症状	経過	
10~20%	接種部位の腫れ、痛み、発赤	2~3日で消失	
5~10%	発熱、頭痛、寒気、だるさ	2~3日で消失	
ごくまれ	ショック、アナフィラキシー様症状(左記参照)	状況による	

7 ① インフルエンザワクチンは不活化ワクチンですので、ウイルス自体は化学的に処理され病原性はないので、ワクチン接種によってインフルエンザになることはありません。

② 予防接種後に発熱した場合も、インフルエンザ以外の冬季に見られる呼吸器疾患にかかった可能性もあり、必ずしもワクチンの副作用とは限りませんが、念のため医師にご相談ください。

③ 重篤な卵アレルギーのある人は、予防接種を避けるか、インフルエンザにかかるリスクと予防接種に伴う副反応のリスクとを考慮して、予防接種前に主治医または接種医師と十分相談してください。

④ その他にギランバレー症候群、急性脳症、急性散在性脳脊髄炎、けいれん、肝機能障害、喘息発作、紫斑などの報告がまれにあります。参考までに、米国ではこれまでにギランバレー症候群を発症したことがある人は、予防接種をしないように指導されています。

⑤ 極めてまれですが、死亡の届け出もあります。日本では、昭和51年から平成6年までの、主に小児に対してインフルエンザ予防接種が行われていたときの統計では、インフルエンザ予防接種により引き起こされたことが完全には否定できないとして、救済対象と認定された死亡事故は約2,500万接種あたり1件でした。

予防接種を受けた後、接種部位が痛みや熱をもってひどく腫れる、全身にじんましんが現れる、嘔吐(おうと)を繰り返す、顔色が悪い、低血圧になる、高熱が出るなどの症状が出た場合は、すぐに主治医または接種医師の診察を受けてください。

8 予防接種による健康被害救済制度

① 予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障ができるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付を受けることができます。

② 健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害年金、遺族年金、遺族一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。

③ ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因(予防接種をする前後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等)によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に支給を受けることができます。

④ 予防接種法に基づく定期の予防接種として定められた期間を外れて接種を希望する場合、予防接種法に基づかない接種(任意接種)として取り扱われます。その接種で健康被害を受けた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることになりますが、予防接種法に比べて救済の額が概ね2分の1(医療費・医療手当・葬祭料については同程度)となっています。

※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師・坂祝町保健センターへご相談ください。

9 気にかかることや不明な点があれば、予防接種を受ける前に医師や坂祝町保健センターにご相談ください。

■ インフルエンザとは?

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することによっておこります。インフルエンザにかかった人が咳(せき)やくしゃみなどをすることにより、ウイルスが空気中に広がり、それを吸い込むことによって感染します。典型的なインフルエンザの症状は、38度以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛など全身の症状が強く、あわせて普通のかぜと同様の、のどの痛み、鼻汁などの症状も見られます。さらに、気管支炎、肺炎、小児では中耳炎、熱性けいれんなどを併発し、重症化することがあります。潜伏期間は24~72時間です。

高齢者や、呼吸器や心臓などに慢性の病気を持つ人は重症化することが多いので、十分注意する必要があります。普通のかぜが流行しても死亡する人はあまり増えませんが、インフルエンザが流行すると、65歳以上の高齢者での死亡率がふだんより高くなります。



■ 日常生活でもインフルエンザを予防しよう!!

インフルエンザが流行した場合は、特に高齢者や慢性疾患を持っている人や、疲れている人、睡眠不足の人は、人混みや繁華街への外出を控えましょう。外出時にはマスクを利用し、室内では加湿器などを使って適度な湿度(50~60%)を保ちましょう。十分に休養をとり、体力や免疫力を高め、普段からバランスよく栄養をとることも大切です。帰宅時のうがい、手洗いも、一般的な感染症の予防としておすすめします。